

## 新潟市「まち・ひと・しごと創生」総合戦略推進本部 設置要綱

平成27年2月2日改正

平成27年4月1日改正

平成27年7月14日改正

平成28年4月1日改正

平成28年7月1日改正

平成29年4月1日改正

平成29年11月13日改正

平成30年4月1日改正

平成31年4月1日改正

令和元年8月1日改正

令和2年4月1日改正

### (設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり全庁的に取り組むため、新潟市「まち・ひと・しごと創生」総合戦略推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地方人口ビジョン、総合戦略の策定に関する事項
- (2) 各施策の推進に関する事項
- (3) その他本部長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

- 3 本部員は別表に掲げる者その他本部長が必要と認める者をもって充てる。
- 4 本部長は、本部員の中から統括を指名する。
- 5 統括は、本部長、副本部長の命を受けて、第6条に規定する部会を掌理する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長が認めたときは、本部員以外の者を本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

(部会の設置)

第6条 本部長が必要と認めたときは、部会を設置することができる。

- 2 部会は、本部長から付託された事項を調査研究し、課題解決のための素案を作成し、本部会議へ報告する。この場合において、部会長は、事前に統括及び他の部会長との協議を経なければならない。
- 3 部会長、副部会長及び部会員は本部長が指名する。
- 4 部会は、部会長が必要に応じて招集する。
- 5 部会長は部会を総括し、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 部会長が認めたときは、部会員以外の者を部会に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。
- 7 部会に幹事課を置く。
- 8 部会長が必要と認めるときは、ワーキングチームを置くことができる。
- 9 ワーキングチームは、部会長から付託された事項を調査研究し、課題解決のための素案を作成し、部会へ報告する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、政策企画部政策調整課において処理する。

2 部会及びワーキングチームの庶務は、幹事課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関する必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

教育長、水道事業管理者、政策企画部長、統括政策監、市民生活部長、  
危機管理防災局長、文化スポーツ部長、観光・国際交流部長、  
国際・広域観光担当部長、環境部長、福祉部長、こども未来部長、  
保健衛生部長（医療介護連携担当）、経済部長、農林水産部長、  
都市政策部長、参事（まちづくり政策担当）、建築部長、土木部長、下水道部長、  
総務部長、財務部長、参事（税務監／市税事務所長）、財産経営推進担当部長、  
区長、会計管理者、議会事務局長、消防局長、教育次長、水道局総務部長、  
市民病院事務局長、東京事務所長